

# ほ場(田・畑)を大きくしませんか

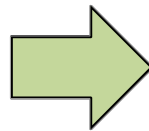
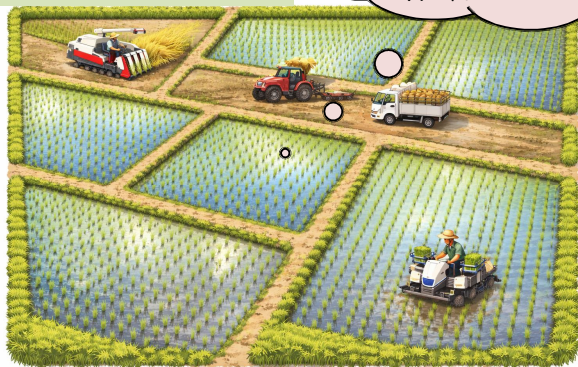
～ 大区画化で、作業が変わる。経営が変わる。 ～

## 始めに

お持ちのほ場は狭くありませんか。

国は、令和7年から令和11年を農業構造転換集中対策期間として、農業者や農業生産法人が自ら施工する畦畔外し等農地拡大の作業に対し、補助する事業を創設しました。この事業を活用して、ほ場の拡大に取り組みませんか。

## イメージ図



※隣り合うほ場の畦畔外しや段差解消に取り組み、ほ場を拡大


## 事業概要

事業名	大区画化等加速化支援事業
事業主体	農業者など（農業者，農業生産法人）
事業実施の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域計画内の農地であること</li><li>・農地が必ず大きくなること</li></ul>
作業内容	農地の拡大（畦畔外し，段差解消），暗渠排水，湧水処理等 ※農用地の区画拡大は必須
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在ほ場整備事業を実施している地域では取り組めません</li><li>・隣接するほ場が別所有者の場合，同意が必要です</li><li>・事業実施には申請が必要です</li><li>・事業を実施した後は，実績報告（写真・日報・図面など）が必要です。</li></ul>

# 大区画化等加速化支援事業 と 通常のほ場整備事業との比較

	大区画化等 加速化支援事業	通常の ほ場整備事業
着手までの期間	国へ申請し、翌年度に事業着手	最短7年後（構想～事業計画4年，工事同意～設計3年）
事業主体	農家など（農家，農業法人）	県，市町
実施方法	<b>基本的に農家等の自らの施工</b>	建設業者への工事発注
換地	換地は伴わないため，所有面積は減らない。	換地を伴う。道水路の整備に必要な土地を共同で負担するため，所有面積が減る。
工事同意	隣接するほ場が別所有者の場合，同意が必要	工事する全ほ場の登記名義人からの同意が必要
工事負担金	農家の負担金なし （反当り補助金額の交付を受け，農家などが直接作業）	工事負担金が必要 （地区によって異なる。概ね10～15万円/反当り）

## 作業例

事業種類	内容と助成額	作業イメージ
畦畔外し	内容 ・ 畦畔除去のみ行う場合 助成額 ・ 4万円/100m	 畦畔除去
区画拡大	内容 ・ ほ場の高低差が10cm以下で，表土扱いしない場合 助成額 ・ 7万円/10a	 区画拡大
区画拡大	内容 ・ ほ場の高低差が10cmを超え，表土扱いを行う場合 助成額 ・ 27.5万円/10a	 区画拡大

※作業例は一部の作業です。助成額は，整備後のほ場の大きさ等により変化します。

### 【問い合わせ先】

詳しい内容は  
こちらまで

西之表市役所農林水産課 電話 0997-22-1111

中種子町役場農林水産課 電話 0997-27-1111

南種子町役場建設課 電話 0997-26-1111

熊毛支庁農村整備課 電話 0997-22-0061